

盛土による災害防止に向けた対応

熱海市土石流災害

- 令和3年7月1日からの大雨により、同月3日に静岡県熱海市伊豆山の逢初川において土石流が発生した。
- 死者27名・行方不明者1名、負傷者3名、住宅被害98棟などの甚大な被害が生じた。
(廃棄物の混入可能性について報道あり。)



出典：盛土による災害の防止に関する検討会
(第1回) 資料2-2

危険な盛土の総点検

- 令和3年8月11日に国土交通省、農林水産省、環境省が共同で、都道府県知事宛に盛土の総点検を依頼（廃棄物が投棄等された可能性がある場合、自治体の所管部局が調査・判断）
- 廃棄物の投棄等が確認された盛土は**142箇所**（令和4年3月時点とりまとめ）

有識者検討会提言を踏まえた対策



- 内閣府に設置された盛土による災害の防止に関する検討会において取りまとめられた提言（別紙参照）を踏まえ、関係省庁と連携の上、盛土による災害防止のための対策を進める。

廃棄物混じり盛土の発生防止等

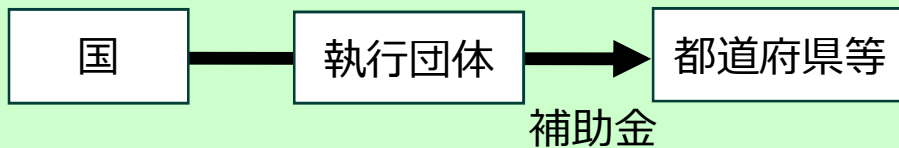
- ① マニフェスト管理等の強化
 - ・ 建設現場への立入調査時に、排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付を確認
 - ・ 建設工事における電子マニフェストの利用促進等
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化
 - ・ 関係部署が連携して実施する建設現場パトロールの強化（「廃棄物混じり土」等を確認対象に追加）
 - ・ 建設業許可の更新時や関係法令に基づく立入検査・届出の機会を捉え、廃棄物混じり土の適正処理等について関係者に注意喚起を徹底
 - ・ 廃棄物処理法違反に対する建設業法に基づく建設業者へのペナルティを強化
 - ・ 地方公共団体の関係部局向けのセミナーを開催し、廃棄物混じり盛土事案への対応のポイントを説明・共有
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立
 - ・ 地方公共団体の関係部局間などで、入手した不法盛土に関する通報情報等を共有することで、不法盛土の早期発見に努める。

環境省における「盛土緊急対策事業」



盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等の調査及び支障除去等事業を支援する（国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携して実施）。

(1) 産業廃棄物緊急対策調査事業 (令和3年度補正予算)

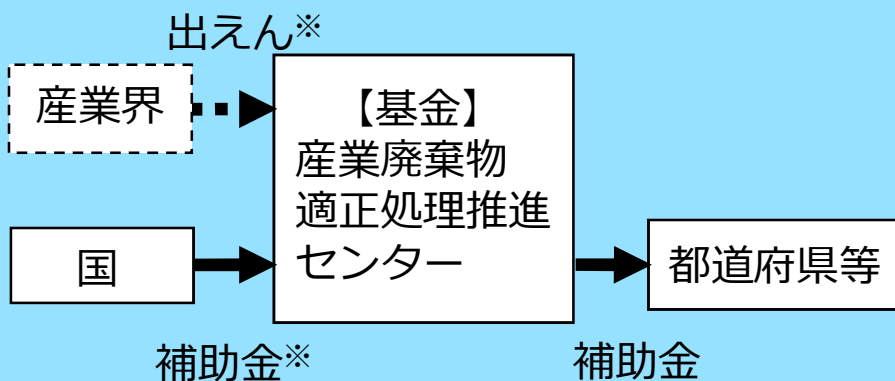


【新規】盛土に不法投棄等された産業廃棄物の調査に対する補助

<補助率>

- ① 崩落のおそれがある盛土：1/2
- ② ①に加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：2/3

(2) 産業廃棄物緊急対策原状回復事業 (平成10年度創設の基金による補助)



【新規】盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等に対する補助

<補助率>

- ① 崩落のおそれがある盛土：1/2
- ② ①に加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：2/3
- ③ ①又は②以外にも産廃起因の支障（おそれ含む）がある：7/10

※ 基金には、産業界からの出えんがあるが、盛土緊急対策事業における都道府県等への補助金は、全額国負担分から支出する。

盛土による災害の防止に関する検討会 提言概要

1. 危険な盛土箇所に関する対策

【基本的な考え方】

- 盛土の総点検等で確認された「**災害危険性の高い盛土**」については、**安全性を確保するための対策を早期に実施**することが必要。
- 対策に当たっては、**行為者等による是正措置を基本**としつつ、対応が困難な場合は**地方公共団体等が危険箇所対策を実施**するとともに、**国は地方公共団体等に対して支援**していくべき。

【具体的な対応策】

(1) 行為者等に対する法令上の措置の徹底

- 不法盛土造成等の行為者・土地所有者等に対し法令等に基づく行政指導や行政処分を躊躇なく行い、厳正に対処すべき。

(2) 危険箇所対策等

- 「災害危険性の高い盛土」か否かを確認する必要がある盛土等については、詳細調査（測量、ボーリング等）を実施すべき。
- また、一時的に崩落等の被害を回避するための応急対策（土嚢の設置等）を実施すべき。
- 「災害危険性の高い盛土」については、対策の緊急性等を踏まえ、地方公共団体等による抜本的な危険箇所対策（土砂の撤去、擁壁、堰堤の設置等）を実施すべき。

(3) 危険箇所対策完了までの間の措置

- 「災害危険性の高い盛土」と特定された盛土は公表し、住民に周知等することが適切。緊急時の迅速な避難につなげることができるよう、緊急通報体制の構築等による情報発信も必要。
- ソフト対策（監視カメラ、定点観測等）による現地状況の監視が必要。

2. 危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的な考え方】

- 崩落により人家等に影響を与えないよう、**危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設**し、規制を強化していくべき。
- **廃棄物が混じっていない土**は、自然由来のものであり、**適切に活用し、又は自然に還していくべきもの**。廃棄物と同一視して同様の規制の下に置くことは適当ではない（廃棄物混じり土については、廃棄物と土をできるだけ分別の上、廃棄物処理法に従って廃棄物を処理）。
- また、新たな法制度を実効性のあるものとするためには、**法の施行体制・能力の強化**が必要。特に、不法盛土への対処体制をしっかりと確立すべき。
- さらに、新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じる**ことが重要。加えて、廃棄物混じり土の発生を防止するため、建設現場等における**土と廃棄物の分別促進・適正処理の徹底**を図っていく必要。

【具体的な対応策】

(1) 新たな法制度の創設

- ① 国による基本方針の策定（危険な盛土の対策に関して国土全体にわたる総合的な考え方を示すとともに、対応策を総覧できる基本方針を策定）
- ② スキマのない規制（土地の利用区分に関わらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に）
- ③ 盛土等の安全性の確保（十分な安全基準を設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査を実施、条例等により安全基準やチェック項目等の上乗せ可）
- ④ 責任の所在の明確化（土地所有者等が盛土を安全な状態に維持する責務を有することを明確化、原因行為者にも安全対策の実施を求めることを可能に）
- ⑤ 厳格な罰則（条例による罰則の上限（懲役2年以下、罰金100万円以下）を上回る水準に強化）

(2) 法施行体制・能力の強化

- ① 不法盛土発見時の現認方法、手続等のガイドラインの整備
- ② 地方公共団体における関係部局間の連絡会議、人事交流等の実施
- ③ 許可地一覧の公表、現地掲示と地方公共団体内の通報情報の共有
- ④ 関連事業者[※]の違反行為に対して各事業法による行政処分の実施

※：建設業者、貨物自動車運送事業者、廃棄物処理業者

(3) 建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

- ① 元請業者による建設発生土の搬出先の明確化等（再生資源利用促進計画^{※1}の徹底等）
- ② 公共工事の発注者による建設発生土の搬出先の明確化等（指定利用等^{※2}の徹底）
- ③ 建設発生土の更なる有効利用に向けた取組（工事間利用の促進、優良事例の展開）

※1：元請業者が土砂等の搬出先（他の工事現場、残土処理場等）等を記載した計画

※2：工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定することにより、土砂の有効利用や適正処理を促進

(4) 廃棄物混じり盛土の発生防止等

- ① マニフェスト管理等の強化（電子マニフェストの利用促進等）
- ② 関連事業者の法令遵守体制の強化（建設現場パトロールの強化等）
- ③ 廃棄物混じり盛土等への対処体制の確立（通報情報の共有等）

(5) その他の対応

- ① 盛土等の土壌汚染等に係る対応（早期の状況把握等）
- ② 太陽光発電に係る対応（技術基準の遵守の徹底等）